

2021. **9** 月号 第424号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付>

☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)



チケットの高額転売は禁止です！



令和元年(2019年)6月14日からチケット不正転売禁止法が施行され、チケットの高額転売等が禁止されています。

● チケットの高額転売はなぜダメなの？

転売目的でのチケット買占めにより、一般の人がチケットを買えない、高額な転売チケットを買わなければならないなどの弊害が、興行主や出演者の利益をも侵害しています。

● チケット不正転売禁止法で何が変わったの？

特定興行入場券※(チケット)の不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止に。違反した場合は1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。

※特定興行入場券(チケット)の記載例】

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が記載されているもの。販売時、購入者氏名と連絡先を確認した旨を記載されているもの。

内閣 洋子 ピアノソロ公演

20XX年6月28日(金)
18:30開場 19:00開演

国立劇場 3列37番

4,500円(税込) 主催：内閣府

※主催者の同意なく、有償で譲渡することは禁止します。
この入場券は、購入者の氏名及び連絡先を確認した上で販売されたものです。

3列37番

20XX年
6月28日(金)
19:00開演

4,500円(税込)

興行日の日時・場所
座席が指定されているもの

招待券などの無料で配布されたチケット、転売を禁止する旨の記載のないチケット、販売時に購入者または入場資格者の確認が行われていないチケット、日時の指定のないチケットは「チケット不正転売禁止法」の対象外です。

● 消費者が気を付けることは？

違法な転売チケットは、入場できない、公演中止・延期の補償が不十分など様々なトラブルの可能性があります。公式リセールサイトなどの正規のルートで買いましょう。

裏面へつづく

トラブルになった場合には消費生活センターへ相談しましょう

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

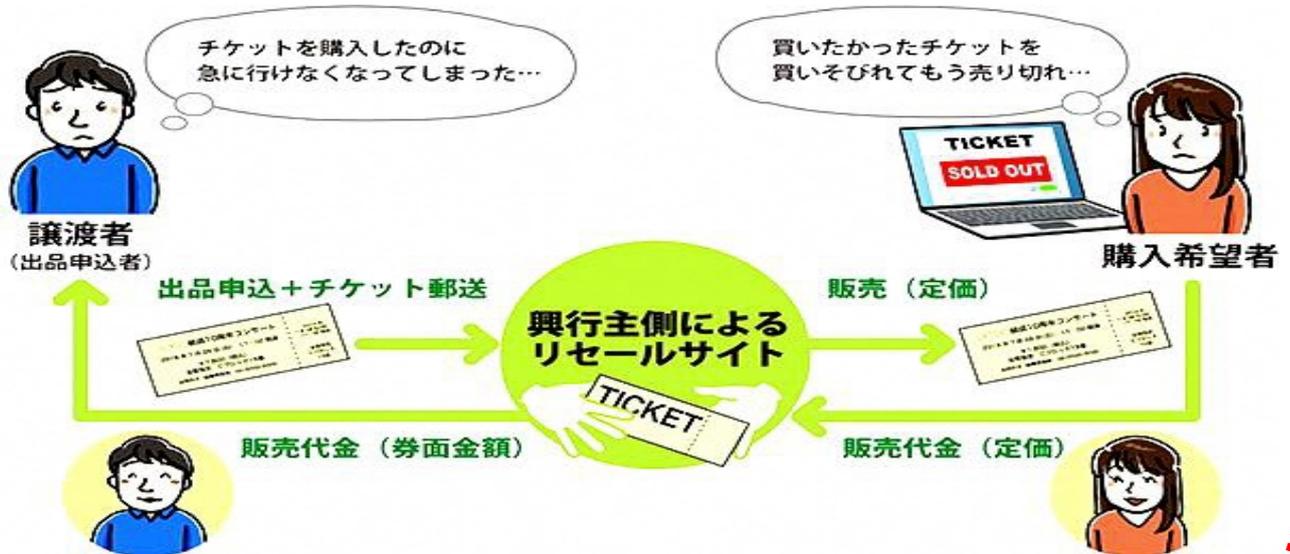
枚方市立消費生活センターへのご相談については、電話予約制です。

表面のつづき

●もし急用や急病で行けない場合は転売できる？

チケットを購入した公演に急きょ行けなくなった場合、そのチケットを希望する方へ転売できるサービスを提供している正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。正規（公式）のリセールサイトは興行主の同意を事前に得ているため、そのサイトを通じて定価で転売することが可能です。

【正規（公式）リセールの仕組み】



引用：政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」より

●消費生活セミナー

「消費者被害の手口・救済方法を知ろう！」
～消費者被害に遭わないために～

日時：令和3年10月26日(火)午後2時～3時30分
場所：枚方市立消費生活センター研修室
講師：弁護士 本間 亜紀 氏
対象：市内在住・在職・在学の方
参加費：無料
定員：20人（事前申し込み制、先着順）
手話/保育（1歳以上の未就学児）：
いずれも10月15日（金）までに要予約
申込：10月1日（金）午前10時から
電話またはFAXで受付（072・844・2433）



●石けんキャンペーン & 廃油回収（食用）予定

日時：10月19日（火）
午前10時30分～正午
場所：牧野生涯学習市民センター
※家庭用食用油のみ回収。
※容器はお持ち帰りいただきます。



【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、**電話予約優先**とさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、**まずはお電話（相談専用ダイヤル072-844-2431）**にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。